

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、増額する予定の資本金の額を九千百万円、資本準備金の額を九千万円、それぞれ減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日

東京都中央区銀座二丁目一四番四号ブリー銀座ビル  
株式会社エリクシオン  
代表取締役 檜山 和寛

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年二月二十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましてので公告します。

令和八年一月三十日

滋賀県甲賀市甲賀町滝八七九番地

滋賀県製菓株式会社  
代表取締役 安井 俊之

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年一月三十日

熊本市南区馬渡一丁目二番三〇号

株式会社ベルマールS  
代表取締役 井上さなみ

**基準日設定につき通知公告**

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。

令和八年一月三十日

熊本市南区馬渡一丁目二番三〇号

株式会社ベルマールT  
代表取締役 井上さなみ

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

令和八年一月三十日

山形県西村山郡河北町谷地字月山堂六〇五番地  
株式会社荒木建材店  
代表取締役 荒木 光廣

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日

東京都港区赤坂七丁目一番一六号  
株式会社ウドー音楽事務所  
代表取締役 遠藤 敬輔

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日

東京都新宿区新宿二丁目六番五号

株式会社マークットスタイル  
代表取締役 太田 孝則

**定款変更につき通知公告**

当社は、令和八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日

京都府綾部市青野町下入ケロ一二番地

タマヤ株式会社  
代表取締役 中村 誠

**株式交換公告**

当社（甲）は株式交換により、DRC医薬株式会社（乙、東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四階）の発行済株式の全部を取得することによりいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に予定しております。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。  
掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十月三十一日  
掲載頁 一七五頁（号外第二四二号）

令和八年一月三十日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四階  
DRC医薬ホールディングス株式会社  
代表取締役 岡崎 成実

**外国会社の全ての日本における代表者の退任公告**

当社の全ての日本における代表者である宇田康一郎及びパーワン・バルガヴァが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

インド、バンガロール、インナーリングロード、ドムルール二九ノ二五  
東京都港区港南二丁目一五番一号品川インターステシア棟二八階  
Sasken Technologies Limited  
日本における代表者 宇田康一郎  
日本における代表者 パーワン・バルガヴァ

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、令和八年三月十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することいたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年一月三十日

大阪市西区江戸堀一丁目八番二二号

日本フオーラム株式会社  
代表取締役 中本 敦士